

## C7.1 マーケティングおよび広告のルール <抜粋>

### 特定の定義

<省略>

#### 1. マーケティングおよび広告規程

1.1 本規則は、以下のワールドランキング対象競技会に適用される：

<表 省略>

1.1.1 〔国内〕WA が指定する競技会の他、以下の（i）から（v）の国内競技会に、本連盟が定めるマーケティングおよび広告に関する規程が適用される。

- （i）本連盟主催・共催競技会
- （ii）本連盟後援競技会
- （iii）テレビ放映またはインターネット等によって不特定多数に送信される競技会
- （iv）アスリートビブス広告協賛を付した競技会
- （v）その他大会要項において本規程の適用を定めている競技会

1.2 <省略>

1.3 このワールドランキング対象競技会の定義で第1項および第2項に規定されている競技会では、本規程および規則に基づき制定される規則を遵守することを条件に、独自に作成のマーケティングおよび広告の展示が許可される。

1.3.1 〔国内〕（ii）から（v）の競技会では、大会主催者が独自にマーケティングおよび広告の規則を作成し適用することができる。施行する規則は事前に告知するものとする。

<注意> 誤解を避けるために記すが、大会主催者独自の作成規則とは、当該競技会のスポンサーやサプライヤーを守るために、大会主催者の責任においてWA 広告規程および国内規程では許される表示の一部を変更する規則をさす。

1.4 <省略>

1.5 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲「衣類およびアクセサリー」：ワールド・アスレティックス・シリーズ競技会（Book C、C7.2 参照）、およびマーケティングおよび広告に関する規程（Marketing and Advertising Regulations Event Branding）：以下のワールドランキング対象競技会「ワールドアスレティックスシリーズ競技会」（Book C、C1.2 Appendix 4 参照）への適用範囲は以下の通りである：

<表 省略>

1.6 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲「イベント・ブランディング」：以

下のワールドランキング対象競技会「ダイヤモンドリーグ&コンチネンタルツアー  
ゴールド競技会」(Book C、C1.3 Appendix 1 および C1.4 Appendix 1 参照) への適用  
範囲は以下の通りである：

〈表 省略〉

#### 1.7 〈省略〉

#### 規則 1.1 および 1.2 に関する注意事項

エリア（地域）陸連が、本規程に基づき、評議会（カウンスル）によって認められた規程を適用することを選択する場合、エリア（地域）連盟は、内部承認の過程に従って、当該規則の採用の承認を求めなければならない。エリア（地域）連盟が独自のマーケティングおよび広告の規則を作成する場合であっても、本規程および本規程に基づき施行された規則が適用される場合であっても、その規則の適用および施行に責任を負うのはエリア（地域）連盟であり、WAではない。ワールドランキング競技会（国際競技会）の定義 1.c.、1.d.、1.e.および 2.d.の競技会の場合、WAではなく大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、(i) は本連盟、(ii) から (v) については、大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、WA 競技規則 CR 30.に定めのある、広告コミッショナーに準じた任務、広告規程の管理担当者の任命を推奨する。

## C1.4 付録 2 衣類とアクセサリ以外

対象競技会：

ワールドランキング競技会

コンチネンタルツアーゴールド

### 1. 特定の定義

本規程で使用される語句のうち、定義された用語（頭文字を大文字で示す）は、憲章および／または一般的定義に明記された意味、あるいは（以下の語句に関しては）以下の意味を持つものとする：

#### 広告

販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物

#### 広告ボード

競技会会場に設置される静的、固定式、電子式、回転式、ヴァーチャル、その他を問わず、広告用またはその他の識別表示用に適した外観で、境界（周辺）ボードおよびインフィールドボードを含む。

#### 適用法

すべての法律および法的規制（競技が開催される国の法律および競技者の母国の法律を含む）、ならびに安全や衛生に関する法律および放送局によって制定された、または放送局に適用されるあらゆる法的規制。

#### ビブス

競技会中に競技者が身に着ける識別（ID）カード（国名、名前や番号で識別）。

#### 競技会

競技者が参加し、競技する陸上競技会（いろいろな形式・種目で）。

#### 競技会役員

競技規則に従って大会主催者により任命された役員およびその代表。

#### 憲章

Generally Applicable Definitions（定義）で定められている通り。

#### 大会

国際招待競技会、サーキット、またはラベルロードレースを指す。

（ワールドランキング競技会の定義 1.d. および 2.d. を参照）。

#### 大会ロゴ

大会のシンボル、デザイン、その他の図案化された表示、および（または）大会の公式名

(ウェブサイトのアドレスおよびソーシャルメディア上の肩書を含む) (該当する場合は、関連する大会の正式名称に組み込まれた大会スポンサーの名前を含む)。

### **大会主催者**

競技の運営に責任があり、関連する WA のラベルまたは許可を与えられた主催者。

### **競技会会場**

すべての競技場エリア競技の場合、大会主催者の管理下にあるスタジアム内およびスタジアムに直接隣接するエリア (屋内または屋外)。すべてが競技場外競技の場合、主催者の管理下にあるコースまたはルート。

### **大会スポンサー**

エリア (地域) または全国レベルの競技会に関してスポンサーシップならびに (または) その他商業的権利を獲得および与えられた会社で、大会 (タイトル) スポンサー、大会サポーター、大会サプライヤー、団体を含む。

### **競技エリア (FOP)**

競技者が競技を行う場所 (競技場外の競技ではコースも含む) および競技者が表彰を受ける場合は、待機場所、ミックスゾーン、報道エリア、表彰台およびビクトリーランエリアも含まれる。

### **インフィールドボード**

競技会場内、トラックの内側に設置される広告ボード。

### **国際競技会**

Generally Applicable Definitions (定義) で定められている通り。

### **ロゴ**

シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、スローガン、会社名 (ウェブサイトやソーシャルメディア上の肩書を含む) ならびにまたは、そうした会社の製品名あるいは競技会名を表すもの。

### **マーケティング**

広告、宣伝、報道、契約、推奨、販売促進、後援、または出版物を含むが、これらに限定されない製品またはサービスの販売および販売促進活動。

### **境界 (周辺) ボード**

競技会会場のトラックの外側の 1 列目または 2 列目、ウォームアップトラックまたはその近く、または競技場以外で開催される大会または競技会のコースに沿って設置される広告ボード。

### **プレゼンテーションビブス**

表彰式で表彰台に上がる競技者が身に着ける色付きのビブス。

### **プロバイダー**

競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を競技者、競技役員あるいは競技会に製造または供給することを主な事業とするすべての会社。例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア/ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ/オーディオ/ビデオ/放送設備）など。あるいは大会主催者によって認められたあらゆる製品またはサービスを競技者、競技役員あるいは競技場に供給するすべての会社。

#### **タイトルスポンサー**

大会の公式名に組み込まれている大会のタイトルスポンサーになっている大会スポンサー。

#### **商標（トレードマーク）**

すべての登録済みおよび未登録商標、サービスマーク、トレードドレス、および産地、提携、認証または承認を示すその他の標識、商号、エンブレム、ロゴ、企業（社）名、スローガンおよび商業シンボル、キャッチフレーズ、スローガン、タグライン、それに関連するすべてのアプリケーションおよび関連するすべての営業権。

## **2. 目的と開始**

- 2.1 本規程は、WA 憲章第 4.1 条 (c)、(d)と 47.2 条(d)、マーケティングおよび広告に関する規則に従って作成されている。
- 2.2 本規程は、WA 規則に従って、WA カウンシル（世界陸上競技評議会）により随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカウンシルによって承認された日から有効になる。  
〔国内〕 本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、WA 規程の改定に伴う改定の場合はその限りではない。
- 2.3 随時発行されるイベント関連規則に別段の記載がない限り、本規程は、本書に記載されている団体、あるいはダイヤモンドリーグ、コンチネンタルツアーゴールド大会組織もしくは、支援を行う団体による大会会場でのマーケティングを管理する。
- 2.4 これらの規則は、WA 競技規則と他の WA 規程と併せて読む必要がある。
- 2.5 以下の間に不一致があった場合：
  - 2.5.1 本規程および規則では、WA の競技規則の関連条項が適用される。
  - 2.5.2 本規程と WA 憲章では、憲章の関連条項が適用される。

## **3. 総則**

- 3.1 競技会会場でのマーケティングは：
  - a) 規則および規程、本規程、WA によって発行された適用可能なガイドライン、および適用されるすべての法律に準拠していなければならない；また

b) 公式マークの妨害、競技役員の競技者に対する審判やコーチの視界への妨害（例えば競技者のジャンプまたはスローのアプローチテクニックの視界など）を含め、競技（FOPを含む）の誠実性や技術的行為に悪影響を与えてはならない。

特に規則 4 から 10 は常にこれを最優先原則とし；

c) WAS 競技会中に観客および放送局のカメラビューを妨害してはならない。但し、競技会に参加している競技者や競技役員が偶発的に引き起こした妨害は除く；また

d) テレビカメラおよびレールカメラを妨害してはならない。

3.2 大会主催者と WA および WA 指定の代表者によって承認されている場合あるいは本規程で明示的に許可されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド表示が付いたアイテムは、競技者、チームスタッフ、競技役員、大会主催者、大会スポンサー、フォトグラファー（スチールカメラマン）、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されているその他の団体によって、競技会会場に展示、持ち込み、または配置することはできない。

3.3 競技会会場に表示または配置されるマーケティング、広告、および（または）ロゴは、大会主催者の事前承認の対象となる。

3.4 本規程に規定されていない、または本規程から逸脱している競技会会場でのマーケティングの追加の機会は、大会主催者と WA の事前の書面による合意によって提供される場合がある。

[国内] 日本実業団連合所属チームの対抗競技会における競技者・所属先応援用旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

[国内] 学校教育法第 1 条、第 124 条および第 134 条に規定する学校が出場する学校対抗競技会における学校名を記載した旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

### 3.5 許可と禁止

3.5.1 これらの規則には、マーケティングおよび広告規程の規則 1.7 に定められた許可および禁止が常に適用される。

### 3.6 WA ロゴの使用

3.6.1 大会主催者による WA の名前/ロゴの使用は、大会スポンサーと WA との間の関連性を示唆、または創出するような方法であってはならない。WA の名前/ロゴは、関連する WA ブランドガイドラインに従って使用されるものとし、大会スポンサーが WA の商業関連会社であり、WA またはその指定代表者が事前に書面による承認を与えている場合を除き、大会スポンサーの名前および（または）ロゴの隣に、またはそれらと一緒に、または並べて使用することはできない。

## 4. すべての大会でのマーケティング

### 4.1 表彰台

表彰台の前部、上部および表彰台の一部を構成する要素に、大会ロゴおよび/または1つ以上の大会スポンサーのロゴが表示できる。各ロゴの最大高さは、WA またはその指定代表者と別段の合意がない限り、30cm とする。

### 4.2 背景

表彰台の背後、ミックスゾーン内や、記者会見などに設置される背景には、WA と別途の合意がない限り、WA のロゴ、大会ロゴおよび/または1つ以上の大会スポンサーのロゴが最大高さ 30cm で表示できる。

### 4.3 大会スポンサーのアナウンス

- 4.3.1 競技会の前、進行中または終了後に大会スポンサーについてアナウンスすることができる。そのようなアナウンスはジングル（予告音）を伴うこともできるが、適切な方法で行われなくてはならず、競技や放送局の報道を妨げてはならない。競技会中は、大会スポンサーのアナウンスは1時間につき最大60秒以内とする。
- 4.3.2 いかなる大会スポンサーのアナウンスも、放送の録音に影響を与えてはならないため、放送の実況解説やインタビューの位置の近くに設置された発表システムのスピーカーの音量を適切に調整しなければならない。

### 4.4 スコアボード/大型映像

- 4.4.1 スコアボードの外側のフレーム（ジャイアントスクリーンとも呼ばれる）は、スポンサーでない限り、製造会社の広告を一切表示しない。大会スポンサーのロゴは、ロゴの端とスコアボード画面の端の間が最大1.2mであることを条件に、外側のフレームに配置できる。

[国内] スコアボード/大型映像の製造会社名/ロゴやスポンサー名/ロゴは、スコアボード/大型映像周辺に表示することができる。それらの表示のサイズは1.2mとする。

- 4.4.2 音声を伴うかの有無にかかわらず、大会スポンサーの広告（広告枠、コマーシャルなど）は、競技の間のデッドタイムと、各セッションの開始前か終わった直後にスコアボードに表示できる。

- 4.4.3 大会スポンサーのロゴは、競技中にスコアボードに表示してもよい。

[国内] 音声を伴わない広告は、競技運営の妨げにならないときに30秒以内で表示することができる。

### 4.5 ガントリー/構築物(台)

ガントリーは、競技会会場に応じてさまざまなデザイン、形状、サイズで製造される。したがって、以下の表示にサイズ、数、位置に制限はない：

- (i) 大会公式タイトル
- (ii) 大会ロゴ
- (iii) 計時サービスを提供する大会スポンサーのロゴを付けた公式計時装置
- (iv) 大会スポンサーロゴ

スタート、フィニッシュ、表彰式の台や、その他の大会内の構造物。この規則は、スタジアムの競技者入場ゲートおよび構造物に適用される。

[国内] 発着点に設置が認められたすべてのゲートは、必要な安全基準を満たす必要がある。本規程は、道路を使用する競技会において設置するすべての構築物についても適用するものとする。折り返し点の構築物についても同様である。

#### 4.6 フィニッシュラインテープ

大会スポンサーロゴおよび/または大会のロゴをフィニッシュラインテープの両面に繰り返し表示することができる。各ロゴの最大の高さは20cm。

[国内] 競技会名/ロゴも表示することができる。

[国内] クロスカントリーの大会でも本条項を適用する。

#### 4.7 スペースブランケット

競技中または競技終了時に競技者に提供されるスペースブランケットの両面に、2つの大会スポンサーロゴを表示できる。各ロゴの大きさは最大40 cm<sup>2</sup>で、高さは最大5cmとする。

[国内] 主催者が用意する毛布、ガウン、バスタオル、スペースブランケットなどの保温用具に大会名/ロゴ、製造会社名/ロゴ、製造会社名/ロゴ、スポンサー名/ロゴ（複数可）を繰り返し表示することができる。大会名/ロゴの大きさに制限は設けられないが、スポンサー名/ロゴ、製造会社名/ロゴの大きさは40 cm<sup>2</sup>とし、高さは5cm以内とする。

[国内] 道路競技で競技者が着用または持ち込むことができる保温用具の製造会社名/ロゴの大きさは4.7項で認められる範囲とする。

#### 4.8 表彰品

競技後のフィニッシュライン付近や表彰式で競技者に渡される（メダルを除く）賞品には、1つ以上の大会スポンサーロゴおよび/または大会のロゴを表示できる。それぞれのロゴの最大の高さは5cmとする。

#### 4.9 製品の配置

大会スポンサーの製品は、競技会中のトラック、フィールド内、競技会のコースに沿って、または記者会見場などを含む、競技会会場に配置できる。このような配置のサイズ、場所、方法は、WA またはその指定代表者と大会主催者が協議して決定する必要がある。

## 5. 競技場エリアで開催する競技会のマーケティング

### 5.1 トラックの表面(メイントラックとウォームアップトラック)

5.1.1 トラック表面の製造会社のロゴ当該大会の大会スポンサーである場合に限り、トラック表面の実際の製造業者のロゴを最大2ヶ所、平らで透過性のある色調で表示できる。このような平面表示の高さは、屋外競技場では1m、屋内競技場では0.5mを超えてはならない。これらの表示はトラックのマーキングを妨げてはならない。

#### 5.1.2 競技場名および/または開催都市名および/または大会ロゴ

以下の識別情報(数に制限はない)を平らで透過性のある色調でトラック表面に表示できる：

名称かロゴ	最大の高さ	
	屋内	屋外
最大2つを下記から選べる		
競技場名(含商業名可)	2.5m	5m
開催都市	2.5m	5m
大会ロゴ(含タイトルスポンサー名可)	2.5m	5m
大会スポンサーロゴ	0.5m	1m

- i. ただし、透過性のある色調は常にトラックの基本色とする。トラックの色を基調に透過性のある色調による表示の陰影を作るため、トラックのベースカラーから白色で最大66%まで薄めなければならない。トラックのマーキングを妨げてはならず、トラックマーキングの可視性を確保しなければならない。

#### 5.1.3 WA 認定ロゴ

WA 認定製品および/または WA 認証施設としてのロゴのどちらかを2ヶ所または双方を1ヶ所ずつ、透過性のある色調で舗装材表面にトラック表面に表示できる。平面表示の幅は、屋外競技場の場合は50cm、屋内競技場の場合は25cmを超えてはならない。トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側にある必要がある。WA 認定のロゴは、ライセンス使用の規約の対象となり、関連する WA ブランドガイドラインに従って使用されなければならない。

## 5.2 広告ボード

### 5.2.1 総則

- (i) 内容：広告ボードには、ロゴや、大会主催者によって認められた、大会スポンサー、大会、開催都市および放送局の、または常に上記 3.5 項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツを表示することができる。
- (ii) 前面：広告ボードは両面に広告が表示される場合がある。
- (iii) LED：LED テクノロジーが使用されている場合、単独のあるいは/または共有の構成が許可される。

### 5.2.2 屋外競技場

#### 5.2.2.2 境界（周辺）ボード

- (i) 第 1 層：境界（周辺）ボードは、100m 直線沿いのリバースカメラアングル、カメラブラインド側を含むトラックの外側の端から 30 cm の位置に標準状態で配置する。（“100m ストレートボード”）。それらは一定の高さでなければならない。1 列でなければならない、2 列目は許可されない。
- (ii) 第 2 層：境界（周辺）ボードには、2 層目が認められる。それらは一定の高さとする。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは、最大の高さ 1.2m とする。

#### 5.2.2.2 100m スタート後方の境界（周辺）ボード

- (i) 1 枚の周辺ボードまたは背景を 100m (110mH) のスタート後方に、トラックの高さまたはトラック表面から 50cm の高さに設置できる。100m スタート後方の周辺ボードには、1 つ以上の大会スポンサーのロゴを表示してもよい。
- (ii) 100m スタート後方の周辺ボードまたは背景の最大の高さは 2.5m で、その幅はトラックの幅とする。

#### 5.2.2.3 インフィールドボード

- (i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であってもトラックの内端から 50cm 以上の位置に設置することを標準とする。
- (ii) 最大数（総計）：インフィールドボードの長さは、総計で、最長 120m とする。
- (iii) 大きさ：インフィールドボードの長さは最大 3m、高さは最大 50cm で、地面からインフィールドボードの最上部までの最大の高さ合計が 60cm になるよう 10cm の中立台座上に設置することができる。

### [国内] 広告幕

- (i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。
- (ii) 段：広告幕は 1 層に制限される。しかし、競技場エリアの恒久的構造物に取りつけ

るものであれば追加の広告段の設置が認められる。

(iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅 6m×高さ 1m とするが、最大幅 12m × 高さ 1.8m 以内までは認められる。

(iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

### 5.2.3 室内競技場

#### 5.2.3.1 境界（周辺）ボード

(i) 第 1 層：境界（周辺）ボードは、リバースカメラアングル、カメララインド側を含むトラックの外側の端の位置に標準状態で配置する。（"フィニッシングストレートボード）。それらは一定の高さでなければならない。1 列でなければならない、2 列目は許可されない。

(ii) 第 2 層：境界（周辺）ボードには、2 層目が認められる。それらは一定の高さとする。

(iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは、最大の高さ 1m とする。

#### 5.2.3.2 インフィールドボード

(i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であっても、トラックの内端から 50cm 以上の位置に設置することを標準とする。

(ii) 最大数（総計）：インフィールドボードの長さは、総計で、最長 30m とする。

(iii) 大きさ：インフィールドボードの高さは最大 40 cm で、地面からインフィールドボードの最上部までの最大の高さ合計が 50 cm になるよう 10cm の中立台座上に設置することができる。

### [国内] 広告幕

(i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。

(ii) 段：広告幕は 1 層に制限される。しかし、競技場エリアの恒久的構造物に取りつけるものであれば追加の広告段の設置が認められる。

(iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅 6m×高さ 1m とするが、最大幅 12m ×高さ 1.8m 以内までは認められる。

(iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

### 5.2.4 競技会会場のウォームアップエリア

境界（周辺）ボードはウォームアップエリアに設置できる。このような周辺ボードの最大の高さは 1.2m で、一定の高さでなければならない。

### 5.2.5 室内競技場の競技者保護用マット

大会スポンサーロゴまたは大会ロゴは、60m の直走路の終わりにある競技者

保護用マットに表示できる。そのような表示の最大の高さ 1.5m で、最大幅はトラックの幅とする。

#### 5.2.6 カムカーペット (90 度システム広告)

カムカーペットをトラックの表面またはインフィールドで使用できる。メインカメラの角度から見たカムカーペットの相対的な外観の最大の高さは 1.2m とする。

### 5.3 インフィールド表面の広告

屋外の競技会会場では、大会主催者および/または大会スポンサーが決定したロゴを、インフィールドの表面に描いたり、カーペットまたはその他の素材を敷くことができる。ロゴを 1 つ表示する場合の最大サイズは 80 m<sup>2</sup>、2 つ以上のロゴを表示する場合はそれぞれ最大のサイズは 60 m<sup>2</sup>とする。このようなロゴは、フィールド内表面上の着地エリアの端から 3m 以上の場所に配置しなければならない(つまり、着地エリア内に配置したり、競技役員、フォトグラファー、テレビクルー、その他の権限のある職員の自由な移動やフィールド内および遠隔制御車両での作業を妨げたりしない)。

### 5.4 投てきサークル

砲丸投、円盤投、ハンマー投サークルの投球サークルの周囲の外側のエリアには、大会スポンサーのロゴを表示することができる。ただし競技者が用具を投げる着地範囲や縁/足留材上、または記録測定用でクリーンにしておかなければならないサークルの周りに配置して競技の妨げをすることはできない。

### 5.5 跳躍・棒高跳の助走路

走幅跳、三段跳、走高跳、棒高跳などの跳躍競技の助走路に沿って、大会、大会スポンサー、開催都市、および/または大会主催者が決定したその他の第三者のロゴを表示できる。屋外競技場の場合は最大の高さ 50cm、屋内競技場の場合は最大の高さ 40cm とする。表示は 10cm の中立台座上に設置することができるので、屋外競技場の場合、地面からの最上部までの最大の高さは 60cm になる。屋内競技場の場合、50cm になる。いずれの競技場でも表示は助走路から 50cm 以上離れていなければならない。

### 5.6 やり投の助走路

やり投の助走路に沿って、大会、大会スポンサー、開催都市、および/または大会主催者が決定したその他の第三者のロゴを表示できる。表示は 10cm の中立台座上に設置することができるので、地面からの最上部までの最大の高さは 60cm になる。表示は助走路から 50cm 以上離れていなければならない。

## 6. 競技場外競技会でのマーケティング

## 6.1 境界（周辺）ボード

- (i) 内容：境界（周辺）ボードには、ロゴや、大会主催者によって認められた、大会スポンサー、大会、開催都市および放送局の、または常に、3.5 項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツの他識別やコンテンツを表示することができる。
- (ii) 位置：境界（周辺）ボードは、スタートエリアとフィニッシュエリアの他、競技コースの周囲にも設置できる。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの最大の高さは 1.2m とする。
- (iv) 両面：広告ボードは両面に広告を表示できる。
- (v) LED：LED テクノロジーが使用されている場合、単独のあるいは/または共有の構成が許可される。

### [国内] 広告ボード/広告幕

- (i) 位置：広告ボード/広告幕はコースに沿って一列に設置できる。
- (ii) 素材：広告ボード/広告幕を支える構造は、いかなる天候、特に強風でも十分に広告ボード/広告幕の重さを支えることができる堅固なものとする。
- (iii) 大きさ：広告ボード/広告幕の最大の高さは 1.2m とする。ただし、シリーズ/タイトルスポンサーは 1.5m まで認められる。

[国内] 発着点となる競技場エリアの広告ボード/広告幕は条項 5.2.2.1 を適用する。

[国内] 発着点となる競技場エリアのインフィールドボードは競技運営上支障がない場合は、条項 5.2.2.3 を適用する。

## 6.2 カムカーペット（90 度システム表示）/道路標示

コース上にカムカーペットを置いたり、道路に大会主催者によって認められた、大会スポンサー、WA、大会、開催都市および放送局のロゴ、または常に、3.5 項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツを表示することができる。メインカメラの角度から見たカムカーペットの相対的な外観の最大の高さは 1.2m とする。

## 6.3 その他の広告表示

既存のもの、あるいは今後開発されるものに関係なく、その他の広告看板、道路標識、アーチ、風船式のアーチ、座席装飾カバー、その他の表示を、競技コースの周囲、コース上（応援ゾーンなど）に設置することができる。大会主催者の承認を条件に、スタートエリアとフィニッシュエリアにも、その他の広告看板に大会スポンサー、大会、開催都市、放送局、またはその他の第三者のロゴを表示できる。

[国内] 競技運営上必要なサインボード（距離表示板等）に、最大の高さ 15 c m の広告を表示することができる。

- 6.3.1 [国内] 競技会においては、開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等を表示する形態のもの（協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板や歓迎装飾バナーを街灯等に添加したものなど）は、協賛者名等の表示の大きさは原則として表示面積の半分を超えないものとする。
- 6.3.2 [国内] 応援用のグッズ：公道上の観衆用に大会主催者等が準備する応援グッズは競技運営上支障がなく、終了後に投棄などが無いよう充分配慮すること。

## 7. 競技中に使用される用具および道具

### 7.1 競技会備品

#### 7.1.1 総則

- 7.1.1.1 最大2つまで「WA 認証製品」ロゴを、WA のガイドラインに合致している競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマーなど）、リレーバトンに表示することができる。
- 7.1.1.2 競技会備品は、公式の大会仕様にブランド化してもよい。
- 7.1.1.3 競技会備品のプロバイダーまたは製造会社のロゴは、適用法で要求されているその他の識別表示を含めて、競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマーなど）およびリレーバトンに表示できる。

#### 7.1.2 砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、ハンマー、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）、スターティングブロック、レーンボックス

- 7.1.2.1 競技会で使用する砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、ハンマー、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）、スターティングブロック、レーンボックスには、プロバイダーまたは製造会社のロゴを2ヶ所表示できる。ロゴの高さは最大4cm とする。
- 7.1.2.2 大会スポンサーのロゴおよび大会ロゴを、クロスバー、アップライト、ラップベル（周回用ベル）およびスターティングブロックに表示することができる。各ロゴの最大の高さは4cm とする。このようなロゴは支柱に垂直に施される。

#### 7.1.3 リレーバトン

プロバイダーまたは製造会社のロゴをリレーバトンに2ヶ所表示できる。ロゴの高さは最大4cm とする。リレーのバトンには大会ロゴも表示できる。

#### 7.1.4 着地用マット

- 7.1.4.1 着地用マットの上面および/または側面に以下を表示することができる：
- (i) 着地用マットのプロバイダーまたは製造会社ロゴ；
  - (ii) 大会スポンサーロゴ

(iii) 大会ロゴ

いずれの場合も、ロゴのサイズは、それぞれの着地用マットのサイズに比例した任意のサイズにすることができる。表示されるロゴの数と正確なサイズは、大会主催者の承認を必要とする。

7.1.5 ハードルと障害物競走用障害物

7.1.5.1 次のうちの3つをハードルおよび障害物競走の障害物の非アプローチ側(つまり、ハードルまたは障害物競走の障壁の競技者がアプローチする側とは反対側)の面の長さにわたって表示できる：

- (i) プロバイダーまたは製造会社のロゴ
- (ii) 大会スポンサーのロゴ
- (iii) 開催都市の名称
- (iv) 競技場の名前(商業名が含まれていても可)
- (v) 大会ロゴ

7.1.5.2 ハードル上の各ロゴの表示の最大の高さは5cm、障害物競走の障壁面上の各ロゴの最大の高さは10cmとする。

7.1.6 踏切板

大会スポンサーのロゴ、または大会スポンサーであるプロバイダーまたは製造会社のロゴを以下に掲載することができる：

7.1.6.1 踏切板版に隣接；そして

7.1.6.2 踏切板の上、ただし、ロゴは踏切板の片側に配置され、板の短辺から最大[10cm]以内、離陸ライン側(つまり、助走路に面する踏切板の長辺側)から[5cm]以内に配置されることが条件で、ロゴの正確なサイズと位置は、WAがWAS大会で採用したサイズと位置を参考に決定される。

7.2 その他の備品

7.2.1 電子機器

情報を表示するために競技会で使用される電子機器(計測装置、時計、風力計(風速計)、電子表示盤など)には、当該機器を製造、提供、または販売する大会スポンサーのロゴを当該機器の両側面に表示できる。ロゴの最大の高さは20cmとする。

7.2.2 情報表示盤

インフィールドスコアボードは競技情報を知らせる場合以外に、大会、WA、または大会スポンサーのロゴ、ビデオおよびアニメーションを競技中にインフィールドスコアボードに順番に表示できる。

**7.3 審判/スターター台、ハードルカート、砲丸投キャリアラック；粘土キャリアラック；距離測定器；テープ巻き機；三段跳距離計測器；チョーク容器と箱**

7.3.1 上記の物品には、以下のロゴのうち3つを最大の高さ10cmで表示できる：

7.3.2 大会ロゴ

7.3.3 大会スポンサー

7.3.4 競技場名（商業名が含まれるものも可）

7.3.5 プロバイダーまたは製造会社のロゴ

7.3.6 開催都市の名前

**7.4 放送、データ処理および情報技術機器**

7.4.1 製造会社が大会スポンサーであるか、WAによって明示的に承認されている場合、または適用法で義務付けられている場合を除き、競技会会場で使用される放送、データ処理、および情報技術機器には、製造会社のロゴを表示しない。このような機器には、大会のロゴまたは商業関連会社のロゴのいずれかが表示できる。各ロゴの最大の高さは20cmとする。

**7.5 傘と日よけ**

7.5.1 競技場エリアで使用する傘/日よけには、大会のロゴおよび以下が表示できる：

- ・競技場大会の場合：1つの商業関連会社ロゴ；
- ・競技場外の大会の場合：1つ以上の大会スポンサーのロゴ各ロゴの最大のサイズは40cm<sup>2</sup>とする。

7.5.2 競技場エリア内の計時/計測装置の日よけは、必要な場合、最大の高さ1.7m、最大の直径1.2m、または長方形の日よけの場合は各辺の最大の幅1mのものを使用できる。この場合、計測装置の提供、サービス、または販売する会社が大会スポンサーの場合、1つ大会スポンサーのロゴを日よけに表示できる。ロゴの高さは最大40cmとする。

**7.6 飲食物および/または、スポンジステーション**

7.6.1 飲食物および/またはスポンジステーションの数とその配置は、関連する競技会の要件および規則と規程に準拠する必要がある。

7.6.2 競技場エリアでの競技会

7.6.2.1 ドリンクステーションの最大の高さは1.4m、最大の直径は1m、または長方形のドリンクステーションであれば、各辺の最大幅は1mとする。ドリンクステーションの形状には、大会スポンサーが提供するドリンクのパッケージデザイン（ボトルや缶など）を組み込むことができる。

7.6.2.2 大会スポンサーのロゴは、ステーションの縁の周りに、または長方形のステーションの場合は、各側面に表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

#### 7.6.3 競技場外の競技会

大会スポンサーのロゴは、テーブルの周りのスカートおよびステーションに使用されるテーブルの上の日よけに表示できる。ロゴの最大の高さは20cm、全長は10mとする。

#### 7.6.4 ステーションの人員

競技場外の競技では、規則や規程で特に定めがない限り、ドリンクを提供する大会スポンサーのスタッフ、またはその他の許可された人員によって、飲食物および/またはスポンジをステーションから配付されることがある。飲食物を提供する大会スポンサーのロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会ロゴ、または開催都市の名前が、飲食物、および/またはスポンジを提供するスタッフの上半身の衣服に表示できる。ロゴの大きさは最大40cm<sup>2</sup>とする。

### 7.7 その他の用具

競技会会場で使用されるその他の技術機器の製造会社のロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会のロゴ、または開催都市の名前は、そのような他の機器の両面に2ヶ所だけ表示できる。各ロゴの最大の高さは10cmとする。大会に関連する大会スポンサーではないプロバイダーまたは技術機器の製造会社のロゴは、適用法で義務付けされる識別表示を除き、削除または遮蔽する必要がある。

## 8. 車両

### 8.1 総則

競技会で使用される車両は、その製造会社が商業関連会社でない限り、車両のモデル標準シリーズ生産で表示されたもの以外の製造会社のロゴを表示できない。

[国内] 車両表示：競技運営関係車両の前部および後部に車両表示（審判長車、報道など）を取り付けることができる。

### 8.2 帯同車両

競技場外の競技で競技に帯同する放送制作用車両には、車両の両側に大会のロゴまたは商業関連会社のロゴを表示することができる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

[国内] 道路運送車両保安基準により、フロントガラスおよび左右フロントドアガラスに貼付けすることはできない。

[参照] 道路交通法および道路運送車両法等の保安基準

「車両のフロントガラス、左右フロントドアガラスに不透過物（70%以上光を遮断するもの）を貼ってはならない」

### 8.3 先導車両/計時車両

8.3.1 大会スポンサーのロゴは、先導車両/計時車両の各側面および上部に1ヶ所ずつ表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。その表示は競技レース中、すべての先導車両/計時車両で同じでなければならない。

8.3.2 加えて、計時に関するサービスを提供する大会スポンサーは先導/計時車両に1つの製品を配置(先導車/計時車の上部に時計の形で製品配置など)をすることが許可される。このような表示は、先導車・計時車の時計の視認性を損なうものであってはならない。

### 8.4 カーパレード

適用法に準拠することを前提に、大会スポンサーは、レース前の最初の先導車両/計時車両（「カーパレード」など）に先立って、競技コースを走行する車両に製品配置という手法で自社の製品を搭載して走行することができる。さらに、そのような車両には、車両の側面および上部に大会スポンサーのロゴを表示できる。各ロゴの最大の高さは40cmとする。

### 8.5 遠隔操作車両

8.5.1 大会ロゴ、大会スポンサーロゴ、WAロゴ、および/またはプロバイダーロゴは、競技会会場で機器として使用されるラジコン車両、ドローン、またはその他の遠隔制御装置に表示できる。各ロゴの最大の高さは10cmとする。

### 8.6 ゴルフカート

8.6.1 競技会会場で使用されるゴルフカートの両側に、大会ロゴまたは大会スポンサーのロゴが表示できる。各ロゴの最大の高さは20cmとする。

## 9. 画面上の識別表示

9.1.1 大会スポンサーのロゴを適用法に従って表示される場合に限り、テレビまたはその他の現在または未来の技術（「画面上の識別」）によって送信される映像に表示できる。

## 10. デジタル技術の使用

10.1.1 競技中や競技後の映像に、バーチャル広告を挿入するデジタル技術（現在知られている、または今後考案、開発、発明されるもの）を使用した広告（“バーチャル広告”）は認められるが、競技会の高潔性を妨げないよう適切な方法で行われなければならない。

- 10.1.2 バーチャル広告は、競技会の放送視聴者の妨げになるような方法で挿入してはならない。
- 10.1.3 バーチャル広告は、競技会の前、競技中、および競技後に、競技場エリアの外と競技場エリアの両方に表示することができる。
- 10.1.4 ビブスへの適用を除き、競技会会場にいるすべての人（観客、競技者、競技役員を含む）にバーチャル広告を表示することを明示的に禁止する。